

## 第 4 章 豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築

### 第 1 節 自然環境との共生

#### 1 自然環境の保全と活用

本県は、原生的山岳、湿原、里山里地、田園、最上川をはじめとする大小の河川、湖沼、海岸など変化に富んだ県土を形成している。

その一方で、県土面積の約 7 割を占める森林については、林業を取り巻く経済情勢の変化や森林管理の担い手不足などによりその荒廃が懸念され、中山間地の農地においても、耕作放棄地がみられることから、森林や農地の適切な維持管理も自然環境を保全するうえで大きな課題となっている。

#### (1) 自然公園等の保全、活用

##### ア 自然公園、自然環境保全地域における規制と保全

#### (7) 自然公園

自然公園は、「自然公園法」、「山形県立自然公園条例」に基づいて指定され、国立公園、国定公園及び県立自然公園の三つの種類がある。いずれもすぐれた自然の風景地の保護と利用の増進、生物の多様性の確保に寄与すること等を目的として指定されている。

国立公園は、わが国を代表するすぐれた自然の風景地を環境大臣が指定するもので、本県では出羽三山・朝日、飯豊、磐梯吾妻・猪苗代地域から構成される磐梯朝日国立公園が指定されている。

国定公園は、国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地を都道府県知事の申出により、環境大臣が指定するもので、本県では鳥海、蔵王及び栗駒国定公園の 3 箇所が指定されている。

県立自然公園は、県内のすぐれた風景地を知事が指定するもので、庄内海浜県立自然公園等 6 箇所が指定されている。自然公園の総面積は 15 万 5,810ha（海域は除く）に及び、県土面積の約 17%を占めている（資料-23）。

自然公園区域では、工作物の設置、木竹の伐採、鉱物や土石の採取等の人為的行為を規制しながら風景地等を保護する仕組みをとっている。このため、地域の社会情勢や自然環境の変化を踏まえた区域等の見直しを実施し、自然環境保全と経済活動や日常生活との調整を図る必要がある。

国定公園、県立自然公園については、計画的な公園計画の見直しを順次実施し、鳥海国定公園は平成 20 年 8 月、蔵王国定公園は平成 22 年 12 月にそれぞれ新計画が発効した。

庄内海浜県立自然公園については、昭和 23 年の指定以来、区域の拡張、削除は行われているものの、特別地域の指定等の公園計画が策定されておらず、全域が普通地域になっている。このため、公園計画の策定に向けて、平成 21 年度から自然環境調査の実施等、所要の作業を進めている。

また、自然公園の保護を図るため、鳥海国定公園内で許可条件を超えた採石を繰り返し行っていた採石事業者に対し、同公園の風致を維持するうえで支障が大きいことから、自然公園法第 34 条第 1 項の規定に基づき、行政処分（原状回復命令）を行った（平成 25 年 12 月 24 日）。

自然公園の保護を図る上で、重大な支障がある事案については、今後も、法に基づき厳正に対処していく。

#### (4) 自然環境保全地域

良好な自然環境は、人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものである。

このため、山形県自然環境保全条例に基づき、後世に引き継ぐべき重要な自然地について、純然な保護地域として山形県自然環境保全地域に指定し、これまで、5 地域 5,106ha の指定を行っている（表-24）。

(ウ) 自然公園の登山道等の整備

すぐれた自然の風景地の保護、自然における県民のレクリエーション活動の推進及び利用の安全を図るため、自然環境整備事業により、避難小屋、登山道等の整備や施設の維持管理を進めている（表 2-4-1）。

表 2-4-1 自然公園施設整備実施状況（平成 25 年度）（単位：千円）

区 分	公園名	事業主体	事業名	事業費
施設整備 (交付金事業)	鳥海	県	鳥の海竜ヶ原線ほか 歩道整備	11,957
	蔵王	県	蔵王温泉・熊野岳循環線 歩道整備	5,019
施設整備等 (単独事業)	磐梯朝日 鳥海 蔵王	県	登山道補修、吊橋補修、災害復旧、施設管理等	40,195

資料：県環境エネルギー部みどり自然課

イ 自然公園ボランティア等による保全活動や普及活動

(ア) 自然公園等の巡視及び利用指導

自然公園の保護と適正な利用を図るため、絶えず各地域の現況を把握し、自然保護に反する行為のないよう巡視するとともに、自然公園の利用者に対し利用道德の普及と安全利用について指導する必要がある。このため、県では 20 名の自然公園管理員を配置し、また、環境省では主として利用者指導の見地から 52 名（うち県推薦 40 名）の自然公園指導員を委嘱している。さらに、村山総合支庁ではパークボランティアを編成し、高山植物の植生の保護や登山道の維持補修等の充実を図っている（村山総合支庁プロジェクト事業）。平成 25 年度のボランティア登録数は蔵王パークボランティア協議会が 42 名となっている。（月山公園パークボランティア協議会は平成 25 年度活動なし）

また、自然環境保全地域については、県が自然環境保全地域管理員 6 名を配置している。

なお、自然公園の利用者数は、平成 25 年は 1,178 万人となっている。蔵王国定公園が 457 万人と最も多く、次いで庄内海浜県立自然公園が 224 万人、磐梯朝日国立公園が 135 万人となっており、この三つの自然公園で利用者数の約 69%を占めている。

自然公園等の利用促進を図るため、本県の自然公園等の位置や自然景観、生物多様性について記載した「やまがたの生物多様性マップ」を作成し配布した。

(イ) 自然公園魅力向上サポーター

山岳地の維持管理業務を通じて山の魅力、めぐみを体感する機会を提供しながら、将来、維持活動の担い手となる山の維持管理の後継者（サポーター）を 15 名（村山 2 名、置賜 10 名、庄内 3 名）を育成した。

(ウ) 自然公園の美化清掃

自然公園は、美観を損なうことなく利用することが望まれるが、地域によってはごみ投棄や海岸漂着物による汚れが目立っている。このため、国立公園の山岳地では、関係団体が協力して清掃活動を実施している。また、海浜地域の自然公園の利用拠点においては、漂着ごみ等の処理をするため、重点清掃を実施している（10 箇所）。

(エ) 東北自然歩道（新・奥の細道）

東北自然歩道は、手軽に楽しく歩きながら、森や川、野鳥や虫など豊かな自然にふれ、また、その地域の特色ある文化や歴史と親しむための道であり、路線は、福島県白河を起点として、宮城、岩手、青森、秋田、山形の順で各県をめぐり、福島県郡山を終点とするルートで全 229 のコースで構成されている。

県内には、東北一周ルートのほかに、景観のすぐれた地域や名勝地等に向かう月山、鼠ヶ関、山形西及び米沢北のルートがあり、そのコース数及び総延長は、それぞれ 45 コース及

び 469km となっている。これらのコースに利用施設や案内板などを設置するとともに、その利用を図るため、県のホームページに「東北自然歩道マップ」を掲載している。

#### (オ) 県立自然博物館及び志津野営場の運営

県立自然博物館は、県民が自然に親しみながら「自然のしくみ」や「自然と人間とのかわり合い」を理解し、自然に接するマナーを身につけるとともに、豊かな人間性の醸成と自然愛護思想の高揚を図る機会を提供するため、平成 3 年から磐梯朝日国立公園の西川町志津地内に開設している。隣接した志津野営場とともに平成 18 年度から指定管理者制度に移行し、博物館は NPO 法人エコプロ、野営場は西川町総合開発株式会社に運営を委託している。年間 60 回程度のイベントを実施し、シーズン中は毎日 2 回ボランティアのインタープリター（自然解説員）による野外案内活動を実施している。平成 25 年度の県立自然博物館来園者は 1 万 507 人（平成 24 年度 1 万 1,562 人）と前年度よりも減少したが、志津野営場の利用者は 1,821 人（平成 24 年度 1,261 人）と増加した。

#### (カ) 県森林公園の活用促進

県内四つの「県民の森」（県民の森、眺海の森、源流の森、遊学の森）で実施している森林学習や森林体験活動の各種プログラムについて、ホームページやパンフレット等により、県民や学校・観光関係団体等へ広報活動を行った。

表 2-4-2 県民の森利用状況（平成 25 年度）（人）

県民の森	眺海の森	源流の森	遊学の森	計
140,460	109,432	88,901	39,233	378,026

資料：県農林水産部林業振興課

#### (キ) 県環境科学研究センター等による自然環境保全の指導者等の育成

県環境科学研究センターでは、要請に応じて各団体、各地域で開催された研修会へ講師を派遣し、自然環境保護思想の普及啓発と知識・技術面からの支援を行っている。

## (2) 里地里山の保全

### ア 里山環境保全地域の指定

里山に代表される身近な自然地域については自然の改変が進行し、里山地域等とその生息・生育基盤としていた身近な動植物の存続が危ぶまれるなどの状況にあり、里山地域等にある保全すべき貴重な自然環境の保全対策が課題となっている。

このため、山形県自然環境保全条例に基づき、里山において特に保全すべき貴重な自然環境を有する区域を指定し、自然環境と地域住民とが従来からの適正な関わりを継続できるように誘導するとともに、他の農林業施策と相まって、総合的に里山等の自然環境を保全する制度を県独自に創設しており、これまで 4 地域 257ha の指定を行っている（表-25）。

### イ 遊休農地の活用、未利用農地の発生防止、解消

本県の耕作放棄地面積は 7,443ha（2010 農林業センサス）、率※で 6.6%となっており、その面積、率ともに増加の傾向にある。特に中山間地域では不利な農業生産条件が原因となり、耕作放棄地が多く発生している。耕作放棄は、農地の持つ洪水調整機能や水源かん養など、公益的な機能を損なうばかりでなく、病虫害の発生など、環境に与える影響も大きくしている。

このような中、農業生産活動等の維持を通して、耕作放棄地の発生を防止し、多面的な機能を確保していくため、平成 12 年度から「中山間地域等直接支払制度」を実施しており、平成 25 年度においては、県内 34 市町村で、農地面積 8,282ha を対象に取り組みされた。

※ 率＝耕作放棄地面積／（経営耕地面積＋耕作放棄地面積）

## ウ 自然環境の保全、景観の維持等に配慮した砂防事業、治山治水事業

### (7) 砂防事業の実施

台風や集中豪雨、地震や火山噴火などによる土砂流出を抑制し国土の保全を図るとともに、土砂災害から人命を守り安全な生活基盤の創造のため砂防事業を実施している。

事業実施にあたっては、「溪流及び溪流周辺における自然環境・景観の保全と創造及び溪流の利用等に配慮した砂防設備計画」として、水系又は幹川ごとに基本理念及び整備方針を定めて、それぞれに望ましい溪流環境の将来像を策定した溪流環境整備計画に基づき進めている（資料-26）。

また、緊急性の高い施工箇所を厳選し重点的に施行するハード対策とあわせて、土砂災害警戒情報の提供や警戒避難体制の整備などのソフト対策からなる総合的な土砂災害対策の推進により、安全・安心な県土づくりを実現していく。

平成 25 年度末の砂防関係施設の整備率は、土石流で 24.1%、地すべりで 29.6%、急傾斜地崩壊で 23.2%、雪崩で 1.6%といまだ低い状況にある。また、土砂災害警戒区域は 4,323 箇所を指定している。

### (4) 農地地すべり防止区域の保全対策

県内には、農村振興局所管の「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域が 41 か所（区域面積 2,891ha）指定されている。うち 13 か所（1,447ha）で区域内の農地等保全のため、地すべり対策事業を実施している。事業が概成した 28 か所（1,444ha）においては、県が主体となって、区域内の点検や維持管理を日常的に行い、農地等の保全を図っている。

## (3) 河川環境の保全

将来にわたり、地域が育んできた水辺や緑等の多様な自然環境を保全していくために、治山、治水、侵食対策等を実施するとともに、活用を促進する施策を推進していく。

治水対策においては、地域の自然特性や地形的な特性を考慮しつつ、大規模な洪水による県民生活への影響を最小限に食い止めるために河川整備等を実施するとともに、流域の多様な生態系や良好な水環境の向上に向けた持続的な取組みを推進していく。

平成 25 年度末の整備済みの河川延長は 724.3km で、整備率は 41.4% である。

## ア 多自然川づくりに配慮した河川整備

水辺環境は、生物の多様性を保つ上で極めて重要な役割を果たしており、人間の生存の基盤となっている生態系を長期的に安定させ、生物資源を持続的に利用するため、河川において地域固有の生物の多様な生息・生育・繁殖環境を確保しつつ、河川のもたらす様々な恵みを活かしていくことが必要である。

河川における生物の多様な生息・生育・繁殖環境に必要な広がり確保するとともに、地域の様々な生物が安定的に生存できるよう流水がとぎれないように連続性を確保する。さらに、流域の湿地や池などと河川を結ぶことにより流域のネットワークを形成する。

河川の整備にあたっては、自然の持つ復元力を活かせる方策を選択し、そこに生息する生物に配慮した河道の形成を図る「多自然川づくり」を推進している。平成 25 年度末における多自然川づくりの整備済み延長は 66.1km となっている。

なお、これまで様々な工夫を重ねながら治水機能と環境機能を両立させた取組みを実施してきたところである。今後さらに、より質の高い多自然川づくりを展開していく。

また、農業用のため池や用排水路も生物の多様性を保つうえで重要な役割を果たしている。このため、ため池や用排水路の整備を行う際には、周辺の生態系ネットワークに配慮して動植物の生息空間の確保を図ることとしている。

#### (4) 海洋・沿岸域環境の保全、活用

##### ア 海岸における侵食対策

各種の海岸災害からそこに暮らす人々の生活を守るとともに、古くからの歴史的資産の維持、観光資源として価値の高い空間の確保、多様な動植物の生息・生育環境の保全等を目指し、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するような総合的な海岸の保全を推進している。

平成 25 年度末において、整備済みの海岸有効施設延長は 2 万 2,269m、整備率は 45.4% である。今後の課題としては、整備による効果の検証を行ったうえで、海岸線の保全を実施していく必要がある。

##### イ 海岸漂着物対策について

海岸漂着物は、発生源が国内外に及んでおり、毎年大量に流れ着いている。本県を含む沿岸地域にとっては、海浜景観の喪失や漁業の影響等の被害が生じており、回収しても漂着し続ける厄介な問題となっている。

県では、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年 7 月 15 日に公布、施行）に基づき「山形県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成 23 年 3 月に策定し、「裸足で歩ける庄内海岸」を目指す姿とするとともに、10 年後の中期目標（海岸清潔度のランクを 1 以上高める）と短期目標（①秋期の海岸清潔度のランクを 3 以上にする。②漂着の著しい区域（ランク 6 以下）については、ランク 2 以上高くする。）を定め、各種事業を実施している。

回収処理対策としては、普及啓発対策を兼ねて毎年 5 月下旬に開催される「飛鳥クリーンアップ作戦」をはじめ、海岸管理者等による計画的な回収・処理等を行っている。

前述の地域計画においては、県内の全海岸を自然的特性、経済的活動の状況及び海岸利用の状況に応じて 39 の区域に分類しているが、上記回収処理対策を実施した結果、平成 25 年度に短期目標を達成した地点は 39 の重点地区のうち 17 区域（43.6%）であった。

また、内陸由来の海岸漂着物削減のための普及啓発事業として小水路への簡易柵設置及びスポーツごみ拾いなどを実施するとともに、各総合支庁において河川ごみ体験ツアーや水辺の環境学習会を実施するなど、発生抑制に向けた取組みも実施した。

今後も、短期目標及び中期目標の達成に向け海岸管理者等、市町村、地域住民、企業及び民間団体等と連携しながら、海岸漂着物対策を推進していく。

表 2-4-3 漂着ゴミ回収量推移

年度	回収量 (トン)	回収量のうち ボランティア等	回収量のうち 海岸管理者等
21	1,241	80	1,161
22	506	54	452
23	3,428	79	3,349
24	2,944	52	2,892
25	1,372	51	1,321

資料：県環境エネルギー部循環型社会推進課

##### ウ 第 36 回全国豊かな海づくり大会の開催に向けて

水産資源の保護・管理と水環境保全の大切さを広く国民に訴えることを目的に、平成 28 年に本県で開催される「第 36 回全国豊かな海づくり大会」の開催準備に万全を期すため、「第 36 回全国豊かな海づくり大会山形県実行委員会」を設立した。海づくり大会を契機として、本県水産業の振興と地域活性化を図るとともに、豊かな海づくりにつながる森づくりや川づくり活動を含む県民総参加での取組み「魚いきいき清流山形県民運動」を継続的に展開していく。

## (5) 都市部における自然や緑の創出の推進

### ア 都市公園の整備、利用の促進

#### (7) 都市公園の整備

都市公園は、都市に緑とオープンスペースを確保することにより、良好な都市環境の形成、国民の健康の維持増進、広域的レクリエーション、文化活動等の場を提供するばかりでなく、大気汚染、騒音等の都市公害を緩和し、災害時の避難場所としての都市の安全性を確保するために活用されるなど、多様な役割を果たす基幹的な公共施設である。

県内の平成 24 年度末現在の都市公園数は 816 箇所、面積は約 1,781ha で、都市計画区域内人口 1 人当たり約 19.2m<sup>2</sup>となっている。

#### (4) 風致地区

自然景観を保全し、その風致を維持するために風致地区を決定しており、地区内では樹木の伐採や土地形質の変更あるいは建築、増改築、さらに屋根の色等について、昭和 45 年に制定された「風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づいて規制している。平成 25 年度末現在、山形広域の 2 か所 505ha が都市計画決定されている。

#### (7) 都市緑化対策

都市緑化の推進のためには、一人ひとりが身の回りの緑化を進めていくことも重要であるが、地域住民同士が緑地協定等を結ぶことにより、より効果的に緑の街並みを創り出すことができる。このような目的から山形市、鶴岡市、酒田市等において、都市緑化に係る条例、要綱等を制定し、すぐれた緑を保全し創成するように務めている。

### イ 地域住民との協働による美化運動の普及拡大

地域住民との協働による広告景観の改善を推進するため、平成 18 年度から一定の要件を備えた市民団体(平成 25 年度：27 団体)を県が除却推進団体に認定し簡易除却(はり紙)を委託するマイタウンクリーン推進事業に取り組んでいる。

## (6) 温泉資源の保護と適切な利用

### ア 温泉の概況

本県は、県内全市町村に温泉が湧出する全国有数の温泉県となっている。温泉の数は、平成 25 年度末現在で 230 箇所、源泉の数は 423 本となっている。これら温泉の利用状況は、ほとんどが温泉旅館や公衆浴場等の浴用であるが、そのほか、養魚、園芸、融雪など、熱エネルギーとしての利用も行われている。

### イ 温泉資源の保全

温泉は極めて利用価値の高い地下資源であるが、無秩序な開発によっては温泉資源の枯渇を招くおそれがある。このため、「温泉法」において、温泉掘削等の行為は知事の許可が必要となっている。平成 25 年度の許可件数は、掘削が 3 件、動力装置設置が 3 件の計 6 件であった。

### ウ 温泉の適正な利用のための対策

平成 19 年 6 月に、東京都渋谷区の温泉利用施設で、温泉とともに汲み上げられた可燃性天然ガスによる爆発事故が発生した。これを機に可燃性天然ガスによる災害防止を目的として、平成 25 年度は、採取許可申請件数は 1 件、濃度確認申請件数は 3 件であった。

一方、温泉を公共の浴用又は飲用に利用する場合も、公衆衛生の確保を図るため、知事の温泉利用許可が必要であり、平成 25 年度の許可件数は 17 件であった。

さらに、平成 19 年 4 月の「温泉法」の一部改正により、10 年ごとの定期的な温泉成分の分析と表示が義務付けられたことを受け、温泉利用施設の点検指導を行っている。



## エ 国民保養温泉地

国民保養温泉地は、「温泉法」第 29 条に基づき、温泉利用の効果が十分期待され、また、休養地として適した環境を有するなど、健全な温泉地として優れた条件を備えている地域を環境大臣が指定するものである。平成 25 年度末現在、全国で 91 箇所が指定され、うち県内では、蔵王温泉、銀山温泉、基点温泉、肘折温泉郷及び湯田川温泉の 5 箇所が指定されている。

### (7) 建設工事等における環境配慮

県の発注する工事等の実施に際しては、計画段階において土地の改変や自然環境への影響を可能な限り低減するようなルートや工法を選定するとともに、工事の実施においても環境資源や生態系への影響が最小限となるよう配慮している。

## 2 森林が有する公益的な機能の維持及び持続的な発揮

### (1) 森林の整備

管理放棄等により公益的機能の低下が懸念される森林のうち、集落等に近接し特に保全上重要な森林については「やまがた緑環境税」を活用し、「人工林を針広混交林に誘導する森林」、「人工林を長期育成林へ誘導する森林」及び「病害虫等により荒廃した里山林を再生する森林」の三つのタイプに区分して整備している。

また、その他、治山事業や森林施業支援事業等を活用して多様で健全な森づくりを推進している。

### (2) 森づくり活動に参加する県民、企業等の一層の拡大

#### ア 県民への普及啓発と森林保全活動等への支援

森林に対する県民の理解を深め、県民参加の森づくりを推進するため、「やまがた緑環境税」を活用し、「やまがた森の感謝祭 2013」など県民参加型のイベントを開催するとともに、リーフレットの配付や各種広報媒体を活用した普及啓発を行った。

また、平成 26 年秋に開催される第 38 回全国育樹祭の記念行事として「“やまがたの森を未来に” フォトコンテスト」を実施し、応募作品 265 点の中から県知事賞などを選考した。入賞作品は森の大切さや森づくり活動の意義を県民に伝える普及啓発の一環としてイベント等で広く展示を行った。



地域住民やNPO等、県民が主体的に取り組む森林や自然環境の保全活動を公募し、支援する「県民みんなで支える森・みどり環境公募事業」を実施し、平成 25 年度は、一般助成 104 事業、テーマ助成 6 事業に対して補助した。さらに、「みどり環境交付金事業」により市町村が独自に取り組む森林環境環境学習や自然環境保全活動、森づくり活動、森林資源の活用を支援した（平成 25 年度 166 事業）。

## イ やまがた絆の森プロジェクト

### (7) やまがた絆の森協定

県がコーディネーターとなり、企業と森林所有者とのマッチングや、森づくり活動をサポートし、地域交流や里山資源の利活用による地域活性化を推進している（絆の森協定締結企業 平成 26 年 3 月末現在 27 社・22 地区）。今後とも、企業の森づくり活動を地域全体

で受け入れ、地域の活性化に結び付けるため、森づくり活動と森林資源の活用等を推進していく。

#### ウ やまがた公益の森づくり支援センター

森づくり情報の収集提供、森林ボランティア活動への支援、森林環境学習へのサポート等を担うため、山形県森林組合連合会等関係団体により平成 19 年に設立された「やまがた公益の森づくり支援センター」と連携し、森林に対する県民の理解を深めるとともに、県民等が行う様々な森づくり活動の支援を行っている。

### 3 環境の保全に資する産業活動の促進

#### (1) 環境保全型農業の推進

##### ア 全県エコエリア構想

環境保全型農業とは、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業である。このような環境保全型農業について、県では、環境と調和した「自然と共生する農業やまがた」をつくっていくため、畜産堆肥等の有機性資源を活用した土づくり（水田や畑の土を健康に保つこと）を行いながら、化学肥料や化学合成農薬を 2、3 割以上減らした農産物の生産を県内すべての地域で取り組む「全県エコエリア構想」を推進している。

環境保全型農業に取り組むエコファーマーや有機栽培農家数は全国上位となっているが、最近はその取り組みの伸びが鈍化している。そこで、食の安全・安心への関心の高まりや地球温暖化の進行、生物多様性の保全など、農業を取り巻く新たな状況の変化等を踏まえ、「全県エコエリアやまがた農業推進プラン（平成 22 年 12 月策定）」や「山形県有機農業推進計画（平成 21 年 3 月策定、平成 25 年 8 月改訂）」に基づき、各種認証制度や支援対策を活用しながらエコファーマーや有機栽培、特別栽培の推進等による環境保全型農業の面的拡大を図っている。

##### イ 農薬適正使用の指導、啓発

#### (7) 現況・課題

農業生産における環境への負荷の軽減に対する関心の高まりに加え、国の調査により街路樹や公園緑地での農薬の使用実態と、それに関する近隣住民からの苦情の一端が明らかにされたこと（平成 17 年度環境省調査）等により、農薬の使用にはより細やかな指導が必要とされている。

#### (4) 事業の実施状況

県では農作物病虫害防除基準の作成や農業普及活動を通して、機会あるごとに農薬適正使用の指導啓発を行っている。平成 25 年度は、全県的な取り組みとして、農薬危害防止運動の実施、航空防除安全対策会議の開催等を行った。

また、農業者、防除業者、ゴルフ場のコース管理者等の農薬使用者や農薬販売者を対象に、農薬に関する正しい知識や最新の情報を提供し、安全使用への意識向上を図るため、「農薬適正使用推進員」及び「農薬管理指導士」の認定制度を設けており、新規者の認定及び既認定者の資質向上のための研修会をそれぞれ毎年行っている。平成 25 年度末で、農薬適正使用推進員 1,917 名、農薬管理指導士 292 名を認定し、農薬の適正使用の実践に加え、各地域において他の農業者や農薬の購入者への助言等を依頼している。

#### (2) 自然環境の保全・向上に資する産業活動の促進

##### ア 適正な森林施業の推進

森林計画制度の適切な運用により、適正な森林施業を推進するとともに、保安林の整備、松くい虫やナラ枯れなどの森林病虫害防除対策、森林災害の防止対策の強化及び林地開発許可制度の適切な施行等により、森林の保全に努めている。



### (7) 保安林の整備及び治山事業の推進

森林の持つ県土保全、水源かん養等の公益的機能の維持向上を図るため、山地災害の防止、水資源の確保、身近な緑の保全等に重点を置いて、地域森林計画に基づき保安林の計画的な整備を行っている。また、「森林法」及び「地すべり等防止法」に基づき、崩壊地の復旧、山地災害の未然防止、森林の保健休養機能の高度発揮及び地すべりの防止等を目的として、治山事業を推進している。

### (イ) 造林事業の計画的推進

造林事業による計画的な植林とその後の適切な保育管理等を通じて森林資源の充実を図るとともに、森林の持つ公益的機能の維持向上に努めている。

### (ウ) 森林病虫害の防除

平成 25 年度における民有林の松くい虫の被害は、山形市ほか 21 市町村、被害面積は約 64ha、被害材積は約 11,000m<sup>3</sup> となっており、「森林病虫害等防除法」に基づき防除計画を策定し、薬剤散布、被害木の伐倒処理等の防除対策を推進している。

また、平成 25 年度における民有林のナラ枯れ被害は、山形市ほか 30 市町村に及び、被害区域は約 58ha、被害本数は約 1 万 4,000 本と平成 24 年度の 41% に減少している。ナラ枯れ被害対策については、平成 22 年度から、県と市町村が景勝地や森林公園など重要なナラ林を「特定ナラ林」に指定して、重点的な防除を実施している。また、合成集合フェロモンを用いたナラ枯れの面的防除手法等について「ナラ枯れ被害拡大防止対策検討会」において検証を行っている。

### (エ) 森林災害の防止

平成 25 年度における民有林の林野火災による森林の被害面積は 1.83ha となっている。これらの森林の災害に対しては、損害のてん補によって速やかな復旧が図られるよう、森林保険への加入を勧奨している。また、山火事の防止については、市町村、関係団体と連携をとりながら、山火事防止運動実施期間を設定するなど広報活動を積極的に行っている。

### (オ) 林地開発の調整

森林の乱開発を防止するため、1ha を超える開発については、林地開発許可制度により開発が適正に行われるよう努めている。

## (3) 自然環境との調和に配慮した農山漁村の整備

### ア 自然環境との調和に配慮した農地や用排水路等の整備

ほ場整備やかんがい排水施設の整備を行う農業農村整備事業は、生態系や水環境の保全など環境との調和を図りつつ実施することとしている。

事業の調査、計画の段階から、生き物調査など地域環境の情報収集に努め、農家や住民等との意見交換を実施しており、それらを受けて地区ごとに環境配慮計画を作成している。平成 13 年度以降平成 25 年度までに 182 地区において環境配慮計画を策定し、事業に反映している。

また、事業の実施時には保全対象となる動植物のための保全池や保全水路を設置して生息空間を確保するなどにより生態系に配慮するとともに、地域住民の参加による保全活動の促進にもつなげている。

### イ 小水力発電等を活用した農林水産業の振興

平成 24 年度は、県内 5 箇所を対象に小規模発電システム（出力 10kW 未満）の導入と実証支援を行い、小水力発電が可能なが実証され新聞報道になる等、県民への周知が図られた。

平成 25 年度には、小水力発電の計画的導入を図るため、県内 100 地点から施設導入の可能性を有する地点を選定するための基準と地点選定を内容とする「小水力発電マスタープラン」を作成するとともに、平成 26 年度以降に施設整備予定の 7 地区について国庫補助事業による概略的な調査計画を実施している。

また、発電施設の導入に係る基本的な事項を整理した「小水力発電導入指針」を市町村、土地改良区等へ配布し、県内のモデルとなる「野川地区」の事例等を紹介することにより、発電施設の導入に係る気運の醸成を図り、地域の合意形成を十分に図った上で、施設整備を推進している。

## 第 2 節 生物多様性の保全

本県には、森林、河川、湖沼、湿地、田園、海浜等豊かで変化に富んだ多様な生態系が存在している。多様な生態系の中に、約 2,400 種の植物、約 5,000 種を超える動物の生息が確認されている。

動物では、日本で確認されている鳥類 633 種のうち、県内で 374 種、獣類では同じく 118 種のうち 44 種の生息が確認されている。森林に生息するツキノワグマやニホンカモシカなどの大型獣類や、森林生態系の食物連鎖の頂点に立つイヌワシやクマタカなどの希少猛禽類の生息が多く確認されており、生物多様性の保全上重要な地域が多く残されている。

しかし、一方では、絶滅が心配される野生動植物がいるほか、イノシシやシカ等の野生動物や外来種の生息・生育域の拡大による農作物や生態系被害の増大など、県内の生態系は変化してきている。

### 1 希少な野生動植物等の保護

#### (1) 希少野生動植物の生息状況

本県では、約 2,400 種の植物、約 5,000 種を超える動物が確認されているが、この中で、「レッドデータブックやまがた」（動物編・平成 14 年度、植物編・平成 15 年度発行、植物編は平成 25 年度改訂発行）※では、7 種の動物と 41 種の植物が既に絶滅し、84 種の動物と 500 種の植物に絶滅のおそれがあるとされている（資料-27）。緊急の対策を要する種の保全や、保護規制のあり方の検討も急務となっている。

#### (2) 希少な野生動植物等の保護

##### ア レッドデータブックやまがたの改訂

「レッドデータブックやまがた」（RDB）は発刊から約 10 年を経過し、新たな情報や知見も蓄積されていることから、平成 21 年度から植物版の改訂作業に着手した。

##### 【植物版改訂作業】

平成 21 年度から平成 23 年度まで「希少野生生物分布調査」を 3 年間実施し、平成 24 年度から調査結果をもとに、植物分野の学識経験者等で構成する「山形県レッドリスト等掲載種選定委員会」において専門の評価・検討を行い、平成 25 年度にレッドリスト及び RDB の改訂、公表を行った。

今回の改訂では、「維管束植物」のほか、「蘚苔（せんたい）類」（コケ植物）、「藻（そう）類」も評価対象に加え、国レッドリストを参考に、過去の調査資料や文献をもとに評価、選定を行った。

維管束植物は、全体で 536 種が選定され、初版レッドデータブック（2004 年）（以下「初版 RDB」という。）（462 種）と比較すると 74 種の増加となった。

また、絶滅危惧種の総数は、初版 RDB では 346 種でしたが、今回は 464 種（絶滅危惧 I A 類（CR）176 種、絶滅危惧 I B 類（EN）129 種、絶滅危惧 II 類（VU）159 種）となり、118 種増加した。

減少要因として最も多かったのは「自然遷移」で、次いで「園芸採取」、「産地極限」、「森林伐採」、「土地の造成」となっています。「池沼開発」、「湿地開発」、「道路工事」などの要因は減少し、「自然遷移」、「管理放棄」、「踏みつけ」などが増加している。

特に、自然遷移、管理放棄が増加しており、湿地や草地などの植生遷移や、人が手を入れ管理することにより保たれていた生育環境が失われつつあり、多くの種が影響を受けていると考えられる。

また、ラン科、キンポウゲ科、キク科の種が多く選定されており、これらは、一般的に花が美しく園芸用に価値があるため、採取が後を絶たない状況になっている。

蘚苔類（コケ植物）と藻類については、初めて評価、選定を行い、蘚苔類は 43 種、藻類は 7 種が選定された。蘚苔類（コケ植物）の主な減少要因としては、「自然遷移」、「森林伐採」

などが主な理由となっている。また、藻類の減少要因は、その生育特性から「湿地、湖沼の開発」が主な理由となっている。

#### 【動物版改訂作業】

平成 24 年度から動物版の RDB 改訂に向けて、RDB に掲載種が多い鳥類、淡水魚類、昆虫類について「希少野生生物分布調査」を開始した。今後、全分類群に調査範囲を広げ、平成 29 年度末をめどにレッドリスト及び RDB の改訂、公表を行う。

#### イ 自然生態系や希少野生動植物生息地のモニタリング調査の実施

RDB の発刊を受け、希少な野生動植物の保全を促進するため、平成 17 年 3 月に「山形県希少野生生物保全の取組み方針」を策定した。これに基づき、県環境科学研究センターにおいて、各分野の研究者や専門家の協力のもと、絶滅危惧種のイバラトミヨ、シナイモツゴ、マルコガタノゲンゴロウ、デンジソウ、ヒシモドキなどの生育・生息状況調査を行い、地元の保護活動グループと協力のうえ生息環境の保全に取り組んでいる。

また、これまで過去に自然環境調査を実施した地域を対象に、継続的に多様な生態系や野生動植物の生息状況等の異変を把握し、適切な保護対策を講じるため、平成 19 年度から「やまがた緑環境税」を活用し、自然生態系保全モニタリング調査事業を実施している。（平成 19 年度から平成 23 年度にかけて置賜地区、村山地区、最上地区及び庄内地区の調査を実施し、平成 24 年度は朝日連峰、高倉山・家形山、二口峠、古最上、琵琶沼、金山の調査を実施した）

平成 25 年度は以下の調査を実施した。

○自然環境現況調査（神室連峰、雁戸山、吹越山、河島、山寺）

生態系ごとに生息・生育する動植物の把握と地域の特徴、注目種の定量的把握、水温、水質などの調査

#### ウ 各地域における希少野生動植物保全の取組み支援

##### (7) 県環境科学研究センターの支援

県環境科学研究センターにおいて、県内各地域における各種希少野生動植物についての情報提供や調査・保全に関する支援を行っている。

特に絶滅危惧種のイバラトミヨについては、東根市の小見川において地元住民の保全活動や信州大学と協力して生息状況の調査を行い、保全対策の研究を行ってきた。

平成 19 年の調査で、生息数が前年までの 10 分の 1（約 120 匹）と推定される危機的な状況であることが判明したことから、この状況を打開するため、平成 21 年度からは東根市教育委員会を事務局として、市の関係部門のほか、関係団体や県の関係部門をメンバーとして「東根市『イバラトミヨ生息地』保存連絡協議会」が設立された。引き続き営巣調査や維持管理を行うとともに、この協議会を中心として検討し、平成 22 年度に東根市が保全池の設置など緊急保全対策を実施した。

その結果、平成 23 年度は約 1,900 匹、平成 24 年度は約 1,100 匹と推定生息数が安定化の傾向にあった。しかし、平成 25 年度には個体数調査捕獲数が 1 匹に留まり、推定生息数が検出不能になるなど存続が危機的な状況に陥った。そこで、保存連絡協議会による保護対策検討会議を行う等、緊急的な保全対策が必要となっており、実施に向けての継続調査を行っている。

#### エ 希少野生生物の保護と仕組みづくり

##### (7) 自然公園管理員等による巡視

自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区などについては、前述の自然公園管理員（20 名）、自然環境保全地域管理員（6 名）、鳥獣保護員（52 名）を配置し、巡視活動とともに保全活動を実施している。

#### (イ) 山形県希少野生生物分布の情報提供等

収集した希少野生生物の分布情報について、生息環境や生息地保全の促進、公共事業など開発計画の立案、環境影響評価の際の基礎資料として活用するため、一定の条件のもと情報提供を行っている（「山形県希少野生生物分布情報取扱要領」平成 20 年 2 月）。

また、県内に広範に生息する希少猛禽類の保護については、環境省が設置している「猛禽類保護センター」の活用協議会や地元 NPO が主体となって実施している生息状況の把握や保護・観察活動等を支援するとともに、生息環境保全のため開発事業や公共事業との調整を図っている。

#### (ウ) 希少野生動植物の保護規制のあり方の検討等

初版の RDB 公表後、野生動植物のおかれた現状について県民に広く周知するとともに、保全対策の推進や開発との調整、環境影響評価における保全対策への反映等がなされてきた。

しかし、植物版 RDB の改訂で明らかになったように、未だに希少野生動植物の採取や捕獲が後を絶たないほか、人為的要因による生息・生育地への影響も報告されている。

RDB（植物版）の改訂状況を勘案し、過剰な採取や捕獲により個体数が激減し、絶滅の危険性が高くなっている種については、普及・啓発のみならず、のあり方の検討や、様々な主体が連携して保全対策を実施する仕組みや体制整備を進めることが急務となっている。

#### (エ) 外来生物対策

外来生物による自然生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）が制定（平成 16 年制定、平成 17 年 6 月施行）され、同法で指定される特定外来生物（平成 25 年度末現在 106 種）については、その飼養、栽培、野外放出などが禁止されるとともに、指定前にペットとして飼養していたものについては環境省の許可が必要になった。

本県で確認されている野生化した主な特定外来生物は、動物ではオオクチバス、コクチバス、ブルーギル、ウシガエル、植物ではオオハンゴンソウ、アレチウリ等である。また、平成 24 年 12 月には小国町でアメリカミンク、平成 25 年 6 月には鶴岡市（旧朝日村）でアライグマの生息が確認されており、農作物、生態系被害が懸念されている。

平成 25 年度においても、国、市町村及び県の関係部局との連携により、特定外来生物が生態系等に与える悪影響やペット等飼育動物の適正な管理などについて、ホームページやリーフレットの配布により啓発に努めている。

なお、本県における飼養等の許可件数は、平成 25 年度末現在 90 件である。（アライグマ 1 件、アカゲザル 1 件、ウシガエル 3 件、上海ガニ 3 件、カミツキガメ 1 件、セイヨウオオマルハナバチ 80 件、バイカロク 1 件）となっている。

また、地方公共団体が「外来生物法」に基づく防除を行う場合、防除計画を作成し、国の確認を受けることが必要であり、地方公共団体以外の団体（NPO など）の場合は、国の認定を受けることが必要である。山形県（河川砂防課）は平成 19 年 4 月 3 日付けで、オオキンケイギク等 5 種の植物について、刈り取り放置乾燥又は乾燥焼却処分を行うとして、防除の確認を受けている。また、最上総合支庁環境課においては、平成 21～23 年度の雇用対策事業として、景観や在来種保全を目的として、最上川県立自然公園の最上峡において特定外来生物である「アレチウリ」の駆除を実施している。

## 2 クマ・サル等野生鳥獣の保護、管理

### (1) 鳥獣保護管理の現況

野生鳥獣の保護を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護法）に基づき、「第 11 次鳥獣保護事業計画」（平成 24～28 年度）を策定し、希少鳥類の保護や鳥獣の生息環境の保全等を目的として鳥獣保護区や、特別保護地区の指定などを行っている（資料-29）。また、狩猟の適正化を図るため、学校、病院等が存在し猟銃に伴う危険を予防、回避すべき地域や子供が遊ぶ地域、自然観察路周辺など、わな猟に伴う危険を予防すべき地域等を特定猟具使用禁止区域に指定している。

県内各地に配置された 52 名の鳥獣保護員が、これら地域の巡視や、鳥獣保護対策の実施や保護思想の普及、狩猟事故と違反の防止活動を担っており、鳥獣の保護管理と狩猟の適正化の推進に大きな役割を果たしている。

野生鳥獣による農作物への被害は、平成 25 年度は 6 億 1,500 万円（前年度比 14%減）の被害額となっており、鳥獣別ではスズメ、カラス、サルの順に高い。また、全国的に被害が深刻なイノシシについては、県内でも平成 19 年の調査から確認されており、奥羽山系に近接する村山、置賜両地域で拡大の傾向を示しており、被害額全体に占める割合は低いものの、今後被害の増加が懸念される（資料-28）。

被害の深刻化が進む一方で、これらの有害鳥獣の捕獲を担ってきた狩猟者は、昭和 53 年の 8,000 人台をピークに減少の一途をたどっており、平成 25 年度に狩猟者登録を行った狩猟者は、1,717 人（前年比 58 人減）となっている。

鳥獣による農林水産業等被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 20 年 2 月に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が施行された（平成 24 年 3 月改正）。同法に基づく「被害防止計画」を作成した市町村は、農林水産省の補助や特別交付税措置の拡充等、被害防止策推進のための必要な措置が講じられることになっている。平成 26 年度 12 月末現在、県内 35 市町村中、20 市町が被害防止計画を作成し、国の補助や県やまがた緑環境税等を活用しながら、有害捕獲だけではなく、追い払い、侵入防止柵の設置、緩衝帯整備等の対策を実施している。

## (2) ニホンザル、ツキノワグマとの共存施策の推進

### ア ニホンザル保護管理計画の策定

県では、ニホンザルとの共存と甚大な農作物被害の減少、軽減を図るため、平成 19 年 7 月に「山形県ニホンザル保護管理計画」を策定し計画に基づく保護管理施策を実施している。平成 24 年度から「第 2 期山形県ニホンザル保護管理計画」（平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）に移行し、保護管理を図っている。

また、市町村においては、「第 2 期山形県ニホンザル保護管理計画」に基づき「市町村ニホンザル保護管理事業実施計画」を策定のうえ、県と連携した取組みを推進している。

平成 25 年度は山形市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、米沢市、南陽市、高島町、小国町、飯豊町、鶴岡市の 9 市 3 町が「ニホンザル保護管理事業実施計画」を策定した。

### イ ツキノワグマ保護管理計画の策定と捕獲数上限値の設定

#### (7) ツキノワグマの推定生息数

ツキノワグマについては、猟友会の協力により、昭和 52 年から平成 19 年度まで目視による継続的な生息調査を実施し、それをもとに県内の推定生息数は、約 1,500 頭としている。さらに、平成 20 年度から平成 23 年度まで継続調査を実施し、平成 24 年 4 月の時点での県内の推計生息数は約 2,100 頭としている。これらの推定生息数をもとに、ツキノワグマ保護管理計画に基づく「捕獲数上限値」を定めている。

#### (4) ツキノワグマ保護管理計画

県では、平成 18 年度の大量捕獲（692 頭）を受けて、平成 20 年度に「山形県ツキノワグマ保護管理計画」を策定し、平成 21 年度から計画に基づく保護管理施策を実施している。

保護管理計画の特徴は、年間の捕獲数に上限を設けて、個体数管理（捕獲数管理）を行うこととし、総合支庁ごとに、捕獲頭数の上限値を設け、その範囲内で収まるよう捕獲とその他の対策を実施しながら保護管理を図ることとしている。

平成 24 年度から「第 2 期山形県ツキノワグマ保護管理計画」（平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）に移行しているが、平成 25 年度は、捕獲数上限を 231 頭に設定し、139 頭の捕獲となっている。

ニホンザルやツキノワグマ等の大型獣類による農作物被害等の対策は、「捕獲」を主体とした対策だけでは被害軽減につながらないため、それ以外の対策を主体に効果的に行う必要がある。直接的な被害防止のための電気柵の設置や、人間の活動領域と野生鳥獣の生息領域

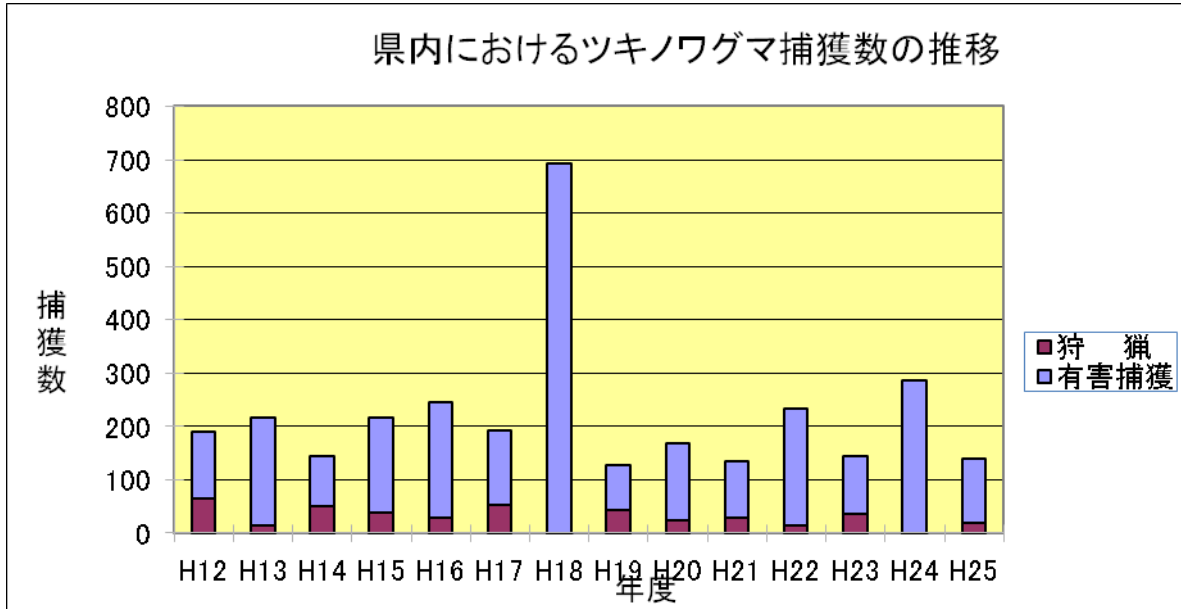


を区別するための河川敷の刈払い、緩衝林帯の整備等の棲み分け対策や、動物が本来生息する奥山の環境整備（奥山の広葉樹林化）等の対策を併せて実施していくことが重要になっている。

### (3) 人身被害の未然防止

ツキノワグマについては、例年人身被害が発生するため、県民への注意喚起を図っている。クマの目撃情報をホームページに随時掲載するほか、山菜やキノコ採りなどで山に入る機会が多くなる時期に合わせてラジオやテレビのデータ放送等も活用し啓発に努めている。

図 2-4-1 県内におけるツキノワグマ捕獲数の推移



資料：県環境エネルギー部みどり自然課

### (4) 鳥獣関係の調査・研究

県みどり自然課において、平成 25 年度に以下の調査を実施した。

- ① ツキノワグマ生息状況調査－春季捕獲を実施した地域におけるツキノワグマの生息状況調査
- ② ガン、カモ科鳥類生息状況調査－ガン、カモ類及びハクチョウ類の全国一斉調査
- ③ 鳥類生息状況調査－イヌワシの営巣状況等の調査
- ④ 鳥獣保護区等管理調査－既設鳥獣保護区における鳥獣生息状況調査
- ⑤ 大型野生動物生息動向調査－大型獣類に発信機やGPSを装着し行動域等を把握

### (5) 鳥獣保護思想の普及啓発と傷病鳥獣救護

前述の県立自然博物館（西川町志津）のほか、蔵王坊平に野鳥の観察施設である「野鳥の森」を設置している。また、県内の小中学生、高校生を対象とした愛鳥週間ポスターコンクールを実施（平成 25 年度は 62 校から 269 点応募）した。

また、県が委託している県内 7 箇所の野鳥救護所と 1 箇所の野生獣類救護所において、傷病鳥獣の保護及び治癒後の放鳥獣を行った（平成 25 年度は、野鳥 221 羽、獣類 39 匹を救護）。

なお、平成 20 年度から、「大型鳥獣野生復帰事業」を実施し、大型鳥獣の治療、リハビリ及び野生復帰を進めている。

## 3 生物多様性保全に資する農林業生産活動の推進

### (1) 環境保全型農業の取組みによる生物多様性確保

有機栽培等、環境に配慮した農業を実践することで確保される水田等の生物多様性を調査、解析することで、生物多様性を表す生き物指標を見出すための基礎資料を整備した。今後は関係機関・農業団体等と連携し、消費者から理解される商品開発やブランド化について検討していく。

## 第 3 節 自然との共生の文化や風土の伝承

### 1 最上川文化の保全と伝承

#### (1) 「最上川流域の重要文化的景観」選定申出に向けた取組みの推進

最上川は、県民の生活と文化を生み育てた「母なる川」であり、「山形の宝」として未来へ引き継いでいかなければならないものである。そのため、「最上川流域の文化的景観」を国の重要文化的景観として選定されるよう、市町村とともに取組みを推進しており、平成 25 年 3 月には、県内初の重要文化的景観として、大江町の「最上川の流通・往来及び左沢町場の景観」が選定された。

また、平成 25 年度は、選定申出を目指す市町村に対する支援、県民や市町村の文化的景観に対する理解を深めるための景観セミナー、山形の宝「最上川の文化的資産 50 選」写真コンテスト、県立博物館における企画展「最上川流域の文化と景観」を実施した。

今後も、文化的景観の理解促進を図るとともに、市町村の選定申出に向けた取組みを支援していく。

#### (2) 美しい山形・最上川フォーラムなど民間と行政の協働の推進

##### ア 美しい山形・最上川フォーラムの取組み

「美しい山形・最上川フォーラム」は、本県の母なる川「最上川」を美しい元気な山形づくり運動のシンボルに掲げ、様々な人々が集い、話し合い、連携・協力していくための母体として平成 13 年に設立された。平成 25 年度は、主に以下の取組みを実施した。

##### (ア) 身近な川や水辺の健康診断

国や環境関連の企業団体と連携し、県民が自ら水質調査を行い身近な水質の状況を知るとともに、水環境の保全について考え、行動するきっかけをつくる（100 グループ・934 名が参加し、258 箇所を調査）。

##### (イ) 美しい山形クリーンアップキャンペーン

県民が自ら河川や海岸などの散乱ゴミの調査・回収活動を行い、環境美化の実践と環境保全について考え、行動するきっかけをつくる（59 グループ・1,843 名が参加）。

##### (ウ) 地域の桜並木維持管理活動

地域主体による桜の維持管理活動を支援し、水辺の環境整備や利活用等の地域づくり活動を推進した。

##### (エ) もがみがわ水環境発表会

環境保全団体、学校、行政、研究機関が行っている水環境の研究や保全活動の成果発表と意見交換を行う「第 9 回もがみがわ水環境発表会」を平成 25 年 11 月 10 日に美しい山形・最上川フォーラムと県環境科学センターが共催で開催した。口頭発表、壁新聞、ポスターセッションを合わせて 26 の発表があった。

### 2 地域の景観や文化の伝承

#### (1) 地域の良い景観形成の促進

##### ア 景観形成促進のための普及啓発やアドバイザーの派遣

##### (ア) 景観条例及び景観計画の策定

本県は、月山や鳥海山等の山々と母なる最上川とによって県土景観の骨格が形づくられている。また、都市と農村との融和的な関係が、シンボルとなる山々の景観を引き立て、県土景観を印象深く親しみのあるものとしている。

県では、これら県土景観の特徴を踏まえ、良好な景観の将来の世代への継承並びに心豊かな県民生活及び多様な交流による活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に、平成

19 年 12 月 21 日に「山形県景観条例」（県景観条例）を公布した。また、平成 20 年 5 月 23 日に行為の制限に関する事項等を定めた「山形県景観計画」を策定し、「県景観条例」とともに平成 20 年 7 月 1 日から施行している。

#### (イ) 市町村の景観形成に関する取組み支援

良好な景観の形成は、地域住民の生活に密接に関係することや地域の特色に応じたきめ細かな対応が必要なことから、市町村が景観計画等を策定するなど景観行政において中心的な役割を担えるような環境を整えることが課題となっている。

このため、平成 25 年度は、最上地域の市町村職員を対象に、景観を活かした地域づくりをテーマとするセミナーを開催した。

#### (ウ) 景観を活用した地域づくり・まちづくり等の推進

現在ある良好な景観をいかに保全し、いかに創出していくかが課題となる。そのため県民や市町村等と連携を図りながら、景観形成を契機とした地域づくり・まちづくりや公共事業による景観形成等を展開していくことが重要である。平成 22 年 3 月 10 日に「置賜景観回廊」と「庄内景観回廊」を指定し、モデル事業として具体的な取組みを進めている。平成 25 年度は、景観資産を活用し地域間交流の促進による地域の活性化に向けて、関係者による情報共有や意見交換を内容とする景観回廊会議等を開催した。

### イ 山形ならではの豊かな水環境に包まれたまちの再興の推進

#### (ア) 疎水百選

疎水とは、灌漑や舟運のために、新たに土地を切り開いて水路を設け、通水させることをいう。「疎水百選」は 40 万 km に及ぶ全国の疎水から、農業・地域振興や歴史・文化、景観を考慮し、次世代に継承していく必要があるものを農林水産省と「疎水百選」実施事務局が合同で 2006（平成 18）年 2 月に認定したものである。山形県では、金山大堰（金山町）、山形五堰（山形市）、寒河江川用水（二の堰・高松堰）（寒河江市）、北楯大堰（庄内町）が選ばれている。

疎水を国民的な財産として、地域とともに保全していくために、人々の理解を醸成する目的があり、本県でも広報誌などでその取組みを周知している。

### ウ 無電柱化の推進

無電柱化（電線類地中化）については、都市景観や防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、歴史的街並みの保全等を目的として、関係事業者等の協力のもと、事業を進めてきた。

平成 25 年度の実績は、無電柱化延長 57.4km、無電柱化率 14.8%であり、昨年度に対して 1.2km、0.3%の増加と微増ではあるが着実に進捗しており、今後とも一層無電柱化の推進を図っていく。

表 2-4-4 無電柱化の状況（平成 25 年度末現在）

無電柱化延長（km）	無電柱化率（%）
57.4	14.8%

資料：県県土整備部道路整備課

### エ 採石業者に対し、景観保全への理解と協力を要請

採石業者に対し、景観保全への理解と協力を求めている。既存の採石場について、採取の継続により著しく景観を阻害すると認められるときには、採掘場所の位置や方向変更による見掛け露出面積の減少、状況に応じた修景配慮を指導し、新たな採石場については、不特定多数の集まる場所から眺望できない位置への開設に努めることを指導している。

また、跡地については、景観及び生態系の良好な復元のために緑化の質の向上等を図ることを指導している。

## (2) 地域文化の創造・伝承

### ア 山形の宝育成事業の推進

平成 21 年度から、足元にある身近な文化財を「知る」「守る」「活かす」ことを基本に、地域全体で山形の宝として育てることで、地域の魅力と地域住民の地域への誇りと愛着を育むとともに、適正な保存管理と活用を図り、地域づくりや観光交流の拡大につなげる取り組みを実施してきた。

平成 25 年度は、地域にのこる有形・無形の様々な文化財を保存・活用する取り組みを「未来に伝える山形の宝」として登録・推進することで、文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていくことを目的に、「未来に伝える山形の宝」登録制度を創設した。最上川の文化遺産を活かした取り組みを重点テーマ、地域の自然や歴史・文化の特徴や魅力を活かした取り組みを推奨テーマとし、重点テーマに 4 件、推奨テーマに 6 件、合わせて 10 件の取り組みが登録された。

また、登録された取り組みを紹介する公式ガイドブックを 10,000 部作成し、観光案内所、道の駅、高速道路 S A・P A、観光立寄施設、おいしい山形プラザ等に設置し、県内外に広く発信した。

### イ 地域に受け継がれてきた生活文化、自然や歴史を子どもたちに伝承する取り組み

親から子、子から孫の代へ、ふるさと山形のよき文化を教え、伝え、学び合う「子ども伝承活動ふるさと塾」は、地域の方々自らが、子どもたちに地域の素晴らしい文化等を伝承していく活動である。

これまで、市町村総合交付金による市町村への活動支援、伝承の中心的役割を担う指導者の全県的なネットワークの構築、伝承活動に取り組んでいる子どもたちの発表機会として「ふるさと塾こどもフェスティバル」の開催、伝承活動を記録・保存し配信する「ふるさと塾アーカイブス」のコンテンツの充実等、普及啓発活動を中心に実施してきた。

今後、これらの活動を充実させ、様々な伝承・体験活動を通して、子どもの社会力育成、地域コミュニティの活性化、地域文化の保存・伝承を図っていく。

### ウ 生涯学習センターや博物館における地域の共生の文化などを学ぶ機会の提供

県生涯学習センターは、県民の生涯にわたる自主的な学習活動を総合的に支援するため設立された。学習情報の提供や県が実施する「ふるさと塾」事業の活動紹介を行っているほか、山形県の特徴や特性を客観的・学際的に捉え、地域づくりを考える「山形学」の推進事業を行っている。その他、社会教育関係職員の研修会や、教育機関・学習団体に対する助成、研修室の貸館業務等を通じて、学習機会を広く提供するとともに、地域社会の振興並びに地域活性化を担う人材育成を推進している。平成 24 年度の施設利用者数は、4 万 1,608 人であった。

また、県立博物館は、地域文化・社会教育の中核的拠点として、生涯学習や交流の場及び成果を生かす機会を提供するとともに、本県の自然や地域の伝統文化等を次代に伝える役割を果たすため、魅力的な展示企画、収蔵資料の整理と安全な資料保存、教育・普及及び相談活動等を推進している。平成 25 年度は、最上川の利活用について歴史的に把握し、流域に花開いた山形の文化をふりかえる企画展「最上川流域の文化と景観」や特別展「雪害調査所」等を開催し、本館 4 万 3,771 人、教育資料館 3,184 人、合わせて 4 万 6,955 人が入館した。

### エ 六十里越街道など地域の環境資源の保全及び魅力の発信

#### (7) 六十里越街道

庄内地域と村山地域を結ぶ、六十里越街道を文化的資源として整備、保存、活用することを目的として、地域の民間団体や国、県、関係市町で組織された「六十里越街道会議」にて官民が連携して事業を実施している。平成 17 年度までは、石畳の復元、道標・解説板整備などの街道整備を実施し、現在は、六十里越街道の持つ歴史的価値、魅力ある資源としての情報発信、地域内外への P R などを中心に取り組んでいる。平成 25 年度は、「出羽の古

道六十里越街道フォーラム」を開催し、六十里越街道の歴史的価値や地域の環境資源の持つ魅力の発信を図っている。

#### オ 棚田などの景観や伝統芸能などの地域の魅力を掘り起こし、磨き上げる地域づくりの支援

##### (7) 環境との調和に配慮した農業農村整備事業の実施

地域の生活や営農活動によって形成されてきた農村景観は、地域の魅力、美しさを視覚的に表現しているもので、美しい田園風景は地域の貴重な財産となっている。

県が農業農村整備事業を実施する際には、地域特有の景観や風土を醸し出している植物、地形、水辺といった景観資源の保全と活用に努めている。特に中山間地域などに広がる棚田を地域の資産として活用し、里山の自然生態の保全や棚田米の販売など特色ある活動を支援していくため、「やまがたの棚田 20 選」を選定し、周知している（資料-130）。

#### (3) 地域住民と連携した環境美化の推進

##### ア 地域住民との協働による道路の清掃などの美化運動の推進

###### (7) マイロードサポート事業

県管理道路の美化清掃等を主体的に行うボランティア団体やNPO等に対し、活動費の助成や表示板の給付を通じて支援し、道路美化などの道路の維持管理における住民の主体的な活動の促進を図っている。

平成 25 年度は、参加団体 434 団体、活動人数 1 万 6,454 人、活動延長 707km となり、美しいみちづくりに向けた取組みが県内各地で行われた。

###### (4) 屋外広告物設置についての適切な規制・誘導

屋外広告物については、本県の良好な景観を形成するため、「山形県屋外広告物条例」に基づき必要な規制や指導、制度の周知を行っている。しかし、当条例に違反して設置されている屋外広告物が確認されている現状にあるため、今後も、違反屋外広告物の根絶に向けて、是正指導及び屋外広告物制度の周知を継続して行っていく。

##### イ 河川の良好な景観形成と愛護意識の醸成の推進

###### (7) ふるさとの川アダプト事業

県管理の河川・海岸等を対象に、「里親」として責任を持って清掃美化等の活動を行うボランティア団体と収集したごみの処分等を担う市町村、団体・企業に対して活動経費の一部補助と看板（アダプトサイン）の設置等を行う県が協定を締結するなど、協働による各地域の原風景となる自然、環境の保全・形成活動や道路・河川等の美化活動を促進している。

平成 25 年度は、アダプト団体認定総数 476 団体、アシスト企業登録総数 191 企業まで増やし美化活動に取り組んだ。アダプト団体の参加人員は 2 万 1,577 人となり、190 河川（ただし、190 河川の合計数には海岸・砂防指定区域の数を含み、また同一河川が市町村をまたいで流れ、両市町村において、一部の河川については、河川名が重複している。このため、河川名による河川数の単純合計数とは一致しない。）、認定総延長 382 km まで増やし、取組みが行われた。

###### (4) 「きれいな川で住みよいふるさと」運動

「きれいな川で住みよいふるさと」運動は、河川愛護団体等の協賛を得て山形県と市町村が主催する本県独自の県民河川海岸愛護運動であり、昭和 52 年から実施している大変息の長い県民運動である。

この運動は、県民一丸となって、河川海岸愛護意識の高揚を図り、美しく快適で住みよい郷土にしていこうとするもので、平成 5 年度からは 7 月のほか 9 月にも各 1 か月間の重点運動期間を設けている。この期間中に河川海岸の美化及び愛護のための啓発活動を展開するとともに、特に 7 月第 1 日曜日、9 月第 2 日曜日を「県民河川・海岸愛護デー」とし、地域住民の自主的な参加を得て、河川敷や海浜地の清掃作業等の愛護活動を実施している。



平成 25 年度は、第 1 回愛護デーを中心とした前半期（～7 月）に、延べ 507 河川、河川延長 1,374km の河川敷及び 15 海浜地について、県民 12 万 4,000 人が参加、第 2 回愛護デーを中心とした後半期（8 月～）に、延べ 108 河川、河川延長 314km の河川敷及び 10 海浜地について、県民 3 万 7,000 人が参加し、年合計で県民 16 万 1,000 人の参加を得て清掃活動が行われた。

**(ウ) 土地改良施設等を利用した花の植栽等、景観に配慮した地域活動を支援**

平成 13 年度から、県内の各土地改良区で「21 世紀土地改良区創造運動」を展開している。これは土地改良区が、農村の都市化や混住化の進展に伴い、水路へのごみの不法投棄や生活排水の垂れ流しなど、営農や土地改良施設の円滑な管理に支障が生じている状況に対応し、引き続き農地や農業用水利施設を守るため、地域住民と共に考え、行動することを提案する運動である。その一環として、農業用水路や農道などの清掃や花の植栽等の地域活動を行っており、平成 25 年度は 7,700 人余りが参加した。県ではこれらの活動を側面から支援している。



